

# 新曾中学校 PTA 会則

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は新曾中学校 PTA と称し、事務所を戸田市新曾 1448 番地の戸田市立新曾中学校内に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 2 条 本会は学校教育の充実進行に努め、会員相互の親睦修養を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校の民主的運営についての助言及び協力
- (2) 教育尊重の思想を高揚
- (3) 家庭教育、社会教育の研究と実践
- (4) 教育上必要な研究と実践
- (5) 教育的諸行事への協力
- (6) 教職員、生徒の保護者及び生徒の厚生と表彰
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業

## 第 3 章 会 員

(会員)

第 4 条 本会の会員は生徒の保護者と本校教職員をもって構成する。必要に応じて退任した本部役員等を「サポート会員」として会員登録することができる。

- 2 本会への入会は任意である。
- 3 入会・退会は所定の届出書を提出する。
- 4 退会は下記の通りとする。
  - (1) (自動退会) 子の卒業または、教職員の異動により会員資格を失うものは、会員資格の消滅をもって退会とする。退会届提出の必要はない。
  - (2) (任意退会) 転居または自由意思よって退会する者は、退会届を提出する。
- 5 サポート会員登録は年度ごととし、本人の申し出により随時辞退できる。

## 第 4 章 役 員

(役員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

顧 問	若干名	(内 1 名は学校長)
会 長 (理事)	1 名	
副 会 長 (理事)	若干名	(内 2 名は教頭)
書 記	1 名	(主幹教諭または教務主任)
会 計 (理事)	若干名	(副会長と兼任可能)
会計監査	2 名	(顧問と兼任可能)

(選定)

第6条 顧問は、校長並びに会長歴任者の中から若干名がこれにあたる。

2 会長、副会長、会計、会計監査は会員の中から候補者を選定し総会において承認を得て決定する。

3 理事は会長、副会長、会計がこれにあたる。

(任期)

第7条 役員任期は1ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。

補欠役員任期は前任の残任期間とする。

(欠員)

第8条 会長、副会長、会計、会計監査に欠員を生じた場合は理事会で選考し、役員会に諮り認証を得なければならない。

(職務)

第9条 顧問は本会の運営に参加し、すべての会議に出席して発言することができる。

2 会長は本会を代表し会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその任務を代行する

4 会計は予算に基づいて会計事務を処理し、本会の財産を管理し、定期総会において監査を受けた決算を報告する。

5 会計監査は年2回及び必要に応じて会計を監査する。

6 理事は本会の常務を分掌する。また、本会の決議事項の執行及び本会運営上の会議に参画し、その決議事項遂行に努めなければならない。

## 第5章 会議

(本会議)

第10条 本会議は総会、臨時総会、役員会、理事会とし、議長はその都度選出するものとする。ただし書面による会議の場合は議長の選出は不要とする。

(総会)

第11条 総会は全会員をもって構成し、毎年1回開く。全会員の2/3をもって成立とする。  
(委任状も含む。)ただし会長が認めた場合は、書面(WEB等を含める)による総会を開催し審議することができる。

2 総会は予算、決算の審議並びに承認、会則の改廃及び主たる事業計画などについて、出席会員の過半数以上の賛成をもって議決する。

3 臨時総会は必要によって開くことができる。ただし、役員会決議により要請がある場合は必ず開かなければならない。

4 サポート会員は議決権および役員選出に関する権利を有しない。

(役員会)

第12条 役員会は第5条に示す役員(会計監査を除く)をもって構成し、総会に次ぐ決議機関である理事会において必要と認めたときに開催する。

(理事会)

第13条 理事会は会長、副会長、会計で必要に応じて随時開催し、事業の企画立案、役員人事の推薦、緊急事項の処理等について協議し、決議事項を執行する。

(選考委員会)

第14条 理事会より推薦された役員人事選考は選考委員会において行う。

2 選考委員会は役員会をもって構成する。

- 3 選考に関する必要な事項は、選考委員会が別に定める。

## 第6章 運 営

(運営)

- 第15条 本会の活動は、原則総会または役員会にて承認、決定された事項に基づき、役員を中心に運営し生徒の保護者からの協力を募るボランティアエントリー制で活動を行う。また、サポート会員による協力を得ることができる。

## 第7章 会 計

(経費)

- 第16条 本会経費は会費、寄付金、事業収益金、その他をもってこれにあてる。

(保険)

- 第17条 本会は、PTA活動にともなう会員の安全を確保するため戸田市公立学校PTA連合会保険に加入する。

- 2 この負担金については、戸田市補助金より支出する。

(会費)

- 第18条 本会の会費は一世帯年会費 2,000 円とする。

- 2 年度途中入会者については、会費 2,000 円を一括納入する。

- 3 次年度会費については、2月に学校諸経費引き落とし口座から口座振替にて納入する。ただし、災害等やむを得ない理由がある時は、理事会にて承認を受け変更することができる。

- 4 年度途中退会者および口座振替にて納入済の会費については、退会時期に関わらず返金しない。

- 5 サポート会員からの会費徴収は行わない。

(決算)

- 第19条 決算は毎年度末とする。

(会計年度)

- 第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、毎年3月31日に終わる。

## 第8章 個人情報保護

(個人情報保護)

- 第21条 個人情報保護法の改正・施行（平成29年5月30日）に伴い、新曽中学校PTAはこの法律の内容を理解し履行する。

- 2 本会会員の個人情報の取得にあたっては、その利用の目的をあらかじめ特定する。

- 3 取得した個人情報は新曽中学校PTAの活動のみに使用する。

- 4 取得した個人情報については電子・紙共に新曽中学校PTA会長が保管、管理する。

- 5 新曽中学校PTAで作成された役員名簿等については、毎年終了時に破棄する。

- 6 当該本人から個人情報の訂正等が求められた場合は、適切に対処する。

- 7 サポート会員は本会の個人情報保護規定および守秘義務を遵守する。

## 付 則

- 1 本会則は、昭和53年5月14日から施行する。

- 2 本会則は、令和元年5月15日から一部改正施行する。
- 3 本会則は、令和2年2月5日から一部改正施行する。
- 4 本会則は、令和3年5月14日から一部改正施行する。
- 5 本会則は、令和3年12月22日から一部改正施行する。
- 6 本会則は、令和6年5月24日から一部改正施行する。
- 7 本会則は、令和7年5月26日から一部改正施行する。
- 8 本会則は、令和8年5月29日から一部改正施行する。

#### 表彰・慰労・慶弔内規

##### (趣旨)

第1条 PTA会則第1章第3条(6)に基づき定める。

##### (表彰)

第2条 生徒の善行など校長の推薦に基づいて表彰する。

##### (慰労)

第3条 会員である教職員の転出、退職に対しては記念品を添えて慰労の意を表す。

記念品の額は、会員年数×1,000円とする。ただし、直接贈呈する機会がないことから予め会費納入の際に1,000円を差し引いた額を納入してもらい記念品に代えて感謝の意を表すものとする。なお、校長、教頭については考慮する。

- 2 会長、副会長、会計の退任に対しては感謝状と、記念品を贈呈する。

##### (慶弔)

第4条 会員である教職員の慶事(結婚)については1件5,000円を贈る。

- 2 会員及び生徒の弔事については1件5,000円を供える。
- 3 会員である教職員及び直系1親等(同居の姻族を含む)の家族の弔事については1件5,000円を供える。
- 4 本会及び学校に特に関係のあった者の弔事に対しては花輪を供える。
- 5 見舞い
  - (1) 生徒の1ヶ月以上にわたる入院に対しては、見舞金5,000円を贈る。
  - (2) 会員である教職員の1ヶ月以上にわたる入院に対しては、見舞金5,000円を贈る。
  - (3) 会員の火災等による被害に関しては見舞金5,000円を贈る。

##### (特例・報告)

第5条 この内規外の事情並びに緊急を要する事項は、会長が先決措置し、事後において理事会に報告する。

#### 付 則

- 1 この内規は昭和 53 年 5 月 14 日より施行する。
- 2 この内規は平成 3 年 4 月より一部改正施行する。
- 3 この内規は平成 11 年 5 月より一部改正施行する。
- 4 この内規は平成 24 年 5 月より一部改正施行する。
- 5 この内規は平成 26 年 4 月より一部改正施行する。
- 6 この内規は令和元年 5 月 15 日より一部改正施行する。
- 7 この内規は令和 2 年 2 月 5 日より一部改正施行する。
- 8 この内規は令和 3 年 5 月 14 日より一部改正施行する。
- 9 この内規は令和 6 年 5 月 24 日より一部改正施行する。